

訪 問 介 護 サ ー ビ ス  
重 要 事 項 説 明 書

C A S 株 式 会 社  
介 護 セ ン タ ー つ ば め

## 重要事項説明書（訪問介護サービス）

当事業者が提供する訪問介護サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要項目は次のとおりです。

### 1. 当事業所が提供する訪問介護サービスについての相談窓口

電話： 0545-65-7130 （午前8時30分～午後5時30分）

担当：介護センターつばめ責任者 仲神 陽佑

\* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

### 2. 事業者の概要

#### (1) 訪問介護サービス事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所の名称	CAS株式会社 介護センター つばめ
事業所の所在地	静岡県富士市川成新町250
電話番号／FAX番号	0545-65-7130 / 0545-65-7137
介護保険事業所番号	2272301520
指定年月日	平成19年8月15日
通常の事業実施地域	富士市、富士宮市

#### (2) 職員体制

管理者 1名

サービス提供責任者 1名以上

訪問介護員等 3名以上

#### (3) 訪問介護サービス提供時間

月 ～ 日	午前 8時30分 ～ 午後 5時30分
休日	無

### 3. 介護センター つばめの目的及び運営方針

#### (目的)

居宅において、訪問介護の必要を認めたご利用者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とします。

#### (運営方針)

ご利用者、ご家族の持っている不安や問題について共に考え、ご利用者、ご家族の望む在宅生活が継続できるようお手伝いします。

#### 4. 申し込みから訪問介護サービス提供までの流れ

①利用開始にあたり、ご利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談下さい



②この説明書によりご利用者からの同意を得た後、サービス提供責任者が訪問介護計画書を作成し、訪問介護サービス提供を開始します。

#### 5. 訪問介護サービスの内容

当事業者があなたに提供する訪問介護サービスは以下のとおりです。

##### 【身体介護】

内容： 起床介助・就寝介助・排泄介助・衣類脱着介助・整容介助・食事介助  
服薬管理・体位交換・入浴介助・身体清拭と整髪  
・移乗移動介助（車椅子等）

##### 【生活援助】

内容： 調理・買い物・洗濯・居室等の掃除と整理整頓・薬の受け取り  
衣類の整理・被服の補修等

##### 【相談業務】

内容： ご利用者の日常生活でお困りのこと・ご家族の介護に関する悩み

★以下のサービスは(原則として)介護保険の訪問介護サービスでは提供できません。

- ・利用者の家庭で収入を生み出す行為。
- ・直接本人の援助に該当しない行為。(ご家族が行うことが適当と思われる行為)
- ・日常生活の援助に該当しない行為。(日常生活において支障をきたさない行為)
- ・ご利用者ご本人が不在時のサービス。

##### 【提供できないサービス】

(例) ・利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し等  
・盆踊り等の地域行事の参加・冠婚葬祭への出席  
・通勤・お見舞い・ドライブ  
・主として利用者が使用する居室等以外の掃除  
・来客の応接（お茶・食事の手配等）  
・自家用車の洗車・清掃  
・草むしり・花木の水撒き・植木の剪定  
・ペットの世話（犬の散歩・えさやり等）  
・家具・電気器具等の移動、修理・部屋の模様替え  
・大掃除（換気扇の掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ）  
・室内外家屋の修理（ペンキ塗り等）  
・年金・預貯金等の入出金（生活援助としての買い物は可能です。）  
・医療行為

※ 詳しくは、ご利用の手引きをご覧ください。

\* 訪問介護サービスの提供は懇切丁寧に行い、訪問介護サービスの提供方法等について、あなたに判りやすいように説明します。

## 6. 訪問介護サービスの終了

①ご利用者のご都合で訪問介護サービスを終了する場合、訪問介護サービスの終了を希望する日の7日前までに文書又は口頭で申し出て下さい。

②当事業者の都合で訪問介護サービスを終了する場合

人員不足のためやむを得ない事情により訪問介護サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、訪問介護サービス終了日の20日前までに、文書によりあなたに通知します。

③自動終了

次の場合は、訪問介護サービスは自動的に終了となります。

- ・ご利用者が介護保健施設又は介護福祉施設に入所した場合
- ・ご利用者の要介護度が非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・ご利用者が亡くなったとき

④その他

- ・当事業者が、正当な理由がなく訪問介護サービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者やご利用者のご家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が休止又は廃止した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・あなたが利用料金を1ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、ご利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこの訪問介護サービスを終了させていただく場合があります。

## 7. 利用料金

①利用料金は、国の定める介護報酬の額をもとに計算され、ご利用者が負担する利用料金は、原則として介護保険負担割合証の割合です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

### 【昼間の時間帯（午前8時00分～午後6時00分）の基本単位】

身体介護	身体 01・I	身体 1・I	身体 2・I	身体 3・I
	196 単位	293 単位	464 単位	680 単位
生活援助	—	—	生活 2・I	生活 3・I
	—	—	215 単位	264 単位
同一建物減算 1	所定単位数の 10% 減算			
介護職員等処遇改善加算 I	(所定単位数の 245/1000)			

\*基本料金は、所定の単位数に10.21円を乗じて得た額となります。

\*一定条件のもとで、2人のヘルパーが1人の利用者に訪問介護サービスを行った場合は、2人分の料金となります。

②交通費

当事業者の通常の事業実施地域にお住まいの方は、交通費は下記のとおりです。

通常の事業実施地域内	無料
通常の事業実施地域を超える	1 kmにつき 200円

### ③その他の費用

訪問介護サービスを提供するため、あなたのお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者の負担とさせていただきます。また、緊急時等の各関係機関、ご家族への連絡のため使用したお電話も無償にて使用させていただきます。

### ④その他

ご利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（ご利用者が保険料を滞納しているためサービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、居住地の市町村の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分の9割）の払い戻しを受けて下さい。

\*キャンセルについて

○予定されていた訪問日時にご都合が悪い場合は前日または当日9：00（AM）までにご連絡下さい。

○訪問予定時間1時間前までにご連絡いただければキャンセル料は発生しませんが、それ以降は介護報酬額の100%を申し付けます。

## 8. 担当職員

- ① ご利用者はいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。（これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。）
- ② 事業者は、担当職員に身分証を携帯させます。必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。

## 9. 緊急時の対応方法

○訪問介護サービスの提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにご利用者の主治医等に連絡します。

主治医	氏名【病院名】	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

## 10. サービス内容に関する苦情

ご利用者は、当事業者の訪問介護サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。ご利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担 当 仲 神 陽 佑  
電話番号 0545-65-7130

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

・市町村

富士市福祉保険部介護保険課 0545-55-2863

富士宮市介護障害支援課介護保険係 0544-22-1141

・国民健康保険団体連合会 窓口 介護保険課 054-253-5590

1.1. 衛生管理

ご利用者様からご利用者様、ご利用者様自身の身体の感染部位から感染していない部位などへの感染防止のために手洗いの励行をしております。ご自宅の洗面所をお借りいたします。ご協力をお願い致します。

1.2. 事業者の内容

事業者の名称	C A S 株式会社 介護センター つばめ
主たる事務所の所在地	静岡県富士市川成新町250
法人の種別及び名称	C A S 株式会社
代表者職	代表取締役
代表者氏名	池邊 章子

1.3. 身体的拘束等の適正化の推進

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その様子および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

1.4. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)を講じる。

1.5. 個人情報利用について

- 事業者が、ご利用者及びご家族の個人情報を利用する場合、ご本人ご家族の同意を得ます。
- 情報の管理について徹底し、同意を得た事項以外には使用しません。

16. 介護保険外サービス（自費支援）について

介護保険外サービス（自費支援）については30分 1,100円で行っております。

17. その他

○新人教育や介護の見直しの為、必要時訪問介護職員及び、サービス提供責任者が同行し、支援を行わせていただく場合がありますのでご了承下さい。

訪問介護サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項の説明をしました。

年 月 日

支援事業者 所在地 静岡県富士市川成新町250

名称 C A S 株式会社  
介護センター つばめ

代表者 代表取締役 池邊 章子 ㊟

説明者 ㊟

私は、契約書及び本書面により、訪問介護サービスに関する重要事項の説明を受けました。

ご利用者 住所

氏名 ㊟

代理人 住所

氏名 ㊟